# 東京大学大学院法学政治学研究科規則

昭和３８年４月２３日
評議会可決
沿革

## 第１章　総則

（本規則の目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院法学政治学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における第１条の３に定める各専攻の教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則第７条第１項により研究科教育会議を構成する各専攻の教育会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、理論的・歴史的な視野に立って法学・政治学に関する精深な学識を発展させ、専門分野における研究及び応用の能力を培うことにより優れた人材を養成すること、ならびに、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。

２　各専攻の教育研究上の目的は、別に定める。

（研究科の専攻）

第１条の３　本研究科の修士課程及び博士後期課程に総合法政専攻を置き、専門職学位課程に法曹養成専攻を置く。総合法政専攻に、別表１に定めるコースを置く。

（学期）

第１条の４　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

## 第２章　総合法政専攻

（教育課程）

第２条　１授業科目は、原則として毎週２時間の授業を行うものとする。

２　１授業科目の単位数は、１５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　授業科目及び単位数は、別表１に定めるところによる。ただし、総合法政専攻教育会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

４　学生が国内の他の大学の大学院、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学、外国の大学の大学院が行う通信教育又は外国の大学の大学院において、専門分野に関する科目を修

得しようとするときは、前３項の規定にかかわらず、学則第１０条、第１０条の２、第２８条又は第２８条の２の規定によるものとする。

５　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条第７項に定めるところにより、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

第３条　授業科目は、これを次の２種類に分ける。

(1)　必修科目

(2)　選択科目

（履修単位数及び履修方法）

第４条　修士課程においては、必修科目１２単位及び選択科目１８単位以上を履修し必要な研究指導を受けなければならない。

２　必修科目は、指導教員の指示に従い、所属コースの授業科目の中から履修するものとする。

３　選択科目は、指導教員の承認を得て、所属コース又は他のコース、他の専攻若しくは他の研究科又は教育部の授業科目の中から履修するものとする。

４　指導教員の承認を得た場合には、学部の授業科目を、８単位を限度として、選択科目として履修することができる。

５　特別の事情のある外国人学生については、所属コースにおいて、前項の単位の限度を変更することができる。

６　授業科目の中、専攻指導に限り、８単位を超えて単位を取得することができない。

第５条　博士後期課程においては、必修科目１０単位及び選択科目１０単位以上を履修し必要な研究指導を受けなければならない。

２　必修科目は、指導教員の指示に従い、所属コースの授業科目の中から履修するものとする。

３　選択科目は、指導教員の承認を得て、所属コース又は他のコース若しくは他の研究科の授業科目の中から履修するものとする。

４　指導教員の承認を得た場合には、修士課程又は専門職学位課程の科目を選択科目として履修することができる。

５　修士課程において３０単位以上を取得した者は、指導教員の承認を得て、その超過単位数を、１０単位を限度として、博士後期課程の選択科目の単位数に算入することができる。

６　授業科目の中、専攻指導に限り、８単位を超えて単位を取得することができない。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第５条の２　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必

要な事項は、別に定める。

（履修科目届）

第６条　学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

（受験届）

第７条　学生は、履修した科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

（定期試験）

第８条　定期試験は、授業の行われた学期の授業期間の末に行う。２学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については、最後に授業が行われた学期の授業期間の末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はリポート等により、採点することを妨げない。

（追試験）

第９条　定期試験のほか、特に必要な場合は、別に定めるところにより、総合法政専攻教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１０条　修士課程において学位論文を提出しようとする者は、所属コースに１年以上在学し、１６単位以上を取得していなければならない。ただし、学則第５条第１項ただし書に定める特例を認められる者については、この限りでない。

２　学位論文は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に、これを提出するものとする。

第１１条　博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、所属コースに２年（学則第６条第１項に規定する法科大学院の課程を修了した者にあっては、１年）以上在学し、１０単位以上を取得していなければならない。

２　学位論文は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に、これを提出するものとする。ただし、学則第６条第２項及び第３項に定める特例を認められる者については、この限りでない。

（最終試験）

第１２条　最終試験は、所要の単位を取得し、かつ、学位論文を提出した者について、これを行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ、発表する。

（学位の授与）

第１３条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（法学）の学位を授与する。

第１４条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（法学）の学位を授与する。

（所属コースの変更）

第１５条　所属コースの変更は、在学１年以上を経た者で特別の事情がある場合に限り、総

合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

第１６条　所属コースを変更した者の変更後の修業年限は、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを定める。

第１７条　所属コースを変更した者が変更前のコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第４条又は第５条に規定する単位に算入することができる。

（専門分野の変更）

第１８条　同一のコース内で、専門分野を変更しようとする者については、前３条の規定を準用する。

（入学資格）

第１９条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第２０条　修士課程又は博士後期課程を中途で退学した者で当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初めに限り、総合法政専攻教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

第２１条　再入学者は、退学前の所属したコースに所属するものとする。

第２２条　再入学者の修業年限は、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを定める。

第２３条　再入学者が退学前のコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第４条又は第５条に規定する単位に算入することができる。

（修士入学）

第２４条　本学大学院において修士の学位を得た者で更に修士課程に入学を志願するものの選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、総合法政専攻教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

第２５条　前条により入学した者については、総合法政専攻教育会議の議を経て、在学期間を１年とすることができる。

第２６条　第２４条により入学した者が前に在学したコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。

（博士入学）

第２７条　本学大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願するものの選抜については、第２４条の規定を準用する。

第２８条　前条により入学した者については、総合法政専攻教育会議の議を経て、在学期間を２年とすることができる。

第２９条　第２７条により入学した者が前に在学したコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第５条に規定する単位に算入することができる。

（学則第５条第１項ただし書・第６条第２項及び第３項の特例）

第３０条　本研究科修士課程においては、学則第５条第１項ただし書に定める特例を認めることができるものとする。

２　本研究科博士後期課程においては、学則第６条第２項及び第３項に定める特例を認めることができるものとする。

３　前２項の場合の細則については、別に定める。

（大学院科目等履修生）

第３０条の２　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第３１条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

## 第３章　法曹養成専攻

（授業科目）

第３２条　学生が履修すべき授業科目は、次の３種類とする。

(1)　必修科目　必ず履修することを要する科目

(2)　選択必修科目　数科目中一定の単位を選択することを要する科目

(3)　選択科目　選択履修することができる科目

（科目の名称及び単位数）

第３３条　必修科目、選択必修科目及び選択科目に属する授業科目の名称及び単位数は、別表２に定めるほか、法曹養成専攻教育会議の議を経て定めるところによる。

（単位）

第３４条　１授業科目の単位数は、毎週１時間１５週をもって１単位とする。

（年次）

第３５条　年次は、必修科目が置かれる学年を基準として設ける。

２　必修科目が置かれる学年は、別表２において定める。

（法学既修者）

第３６条　法学既修者として入学を認められた者は、１年在学し、１年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の議を経て指定する３０単位を取得したものとみなす。

２　法学既修者として入学を認められた者は、２年次より履修を開始する。

（長期履修学生）

第３６条の２　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条第７項に定めるところにより、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

（履修の上限）

第３７条　学生は、１年次には３４単位を超えて、その他の年次には３６単位を超えて履修することはできない。

２　前項の規定にかかわらず、専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第２０条の７第６号に定める認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者その他登録した履修科目の単位を別に定める基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として本研究科が認める学生については、別に定めるところにより、１年につき４４単位を超えない範囲内で別に定める単位数までの履修を認めることができる。

（他の研究科及び専攻の科目）

第３８条　学生は、選択科目の履修に代えて、他の研究科、学際情報学府、公共政策学教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を１２単位以内において履修することができる。ただし、この科目を履修する場合は、あらかじめ、法曹養成専攻長の許可を受けなければならない。

（入学前の既修得単位の認定）

第３８条の２　専門職学位課程規則第１４条第１項の規定により、入学前に本専攻の授業科目に関し修得した単位は、１０単位を限度として、入学後の本専攻の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項に定めるもののほか、入学前に修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（外国の大学の大学院への留学による授業科目の履修等）

第３８条の３　学生は、学則第２８条の規定により外国の大学の大学院に留学する場合において、当該留学が法曹養成専攻教育会議の議を経て定めるものに該当するときは、当該大学院の科目を履修することができる。

２　前項に定めるところによる履修及び単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

（修了要件単位）

第３９条　専門職学位課程規則第２１条の定めるところにより、本専攻を修了して法務博士（専門職）の学位を得るためには、別表２履修要件の項に定める単位を修得しなければならない。

（進級制）

第４０条　１年次又は２年次に在籍する学生が、その年次に必修とされている単位数の３分の２以上を修得しない場合又は必修科目の成績等が法曹養成専攻教育会議の議を経て

定める基準に満たない場合は、次の年次に進級することができない。その場合において、進級できなかった学生の当該年度の履修単位はすべて無効とする。

２　２年連続して進級することができなかった学生は、学生の身分を失う。

３　第１項後段及び前項の規定は、学生が学則第２８条の規定により外国の大学の大学院に留学する場合において、当該留学が法曹養成専攻教育会議の議を経て定めるものに該当するときは、適用しない。

（履修科目届）

第４１条　学生は、当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

（受験届）

第４２条　学生は、履修した科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

（定期試験）

第４３条　定期試験は、授業の行われた学期の授業期間の末に行う。２学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については、最後に授業が行われた学期の授業期間の末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はリポート等により、採点することを妨げない。

２　前項前段の規定にかかわらず、４月又は１０月を開始月とする学期のみに授業が行われた科目については、その次の学期の授業期間の末に定期試験を行うことができる。

（追試験）

第４４条　筆記試験の追試験は、病気・事故その他のやむを得ない事由により、その年度の所定の履修科目を受験することができなかった学生に対して実施する。

（入学資格）

第４５条　法曹養成専攻に入学することのできる者は、専門職学位課程規則第１６条が準用する学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

（再入学）

第４６条　再入学に関しては、第２０条、第２２条及び第２３条を準用する。

（大学院科目等履修生）

第４７条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き

続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　平成２０年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２６年２月１８日から施行し、改正後の東京大学大学院法学政治学研究科規則の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

2　平成２５年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学未修者として入学した者のうち、平成２５年４月１日に２年次以上として在籍する者及び平成２５年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学既修者として入学した者については、なお従前の例による。

3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に入学した者のうち、令和４年４月１日に３年次として在籍する者の３年次に履修することのできる単位数の上限

については、なお従前の例による。

3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和６年２月２１日から施行する。

2　令和３年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学未修者として入学した者及び令和４年３月３１日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学既修者として入学した者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１２月３日東大規則第２４号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月２３日東大規則第２８号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　修士課程・博士後期課程（総合法政専攻）科目表

別表２　専門職学位課程（法曹養成専攻）科目表

沿革

東京大学大学院法学政治学研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和３８年０４月２３日　評議会可決
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５６年０５月１９日
◇昭和６２年０４月０１日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０２年０６月０５日
◇平成０２年１２月１８日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成１９年０３月３０日
◇平成２０年０３月３１日
◇平成２１年０２月１７日

◇平成２１年０３月０６日
◇平成２２年０３月１７日
◇平成２２年０３月３１日
◇平成２３年０３月３０日
◇平成２４年０２月２１日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０２月１９日
◇平成２６年０２月１８日
◇平成２６年０２月２４日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０３月１７日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０２月０６日
◇平成３１年０２月１９日
◇令和０３年０２月１６日
◇令和０４年０２月２８日
◇令和０６年０２月０５日
◇令和０６年０２月２１日
◇令和０７年０２月２５日
◇令和０７年１２月０３日
◇令和０８年０１月２３日